

名古屋市告示第444号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 7年 9月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 柔道整復

施 術 者 名		笠巻 貴史
施 術 所 名	旧	かさまき接骨院
	新	リバイブ接骨院本院
所 在 地		名古屋市西区中小田井三丁目46番地
変 更 年 月 日		令和 7年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課